

職員の処遇改善に関する当法人の取組について

社会福祉法人 筑前伊都の会

(2025. 1. 1. 現在)

介護職員等処遇改善を行うための取組

I. キャリアパス要件について

- ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② 職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系について定めている。
- ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。
- ④ eラーニングによる研修や資格取得のための機会並びに費用の援助を行っている。
- ⑤ 経験や資格等に応じて昇給する仕組みや人事考課に基づいて昇給する仕組みを定めている。
- ⑥ 10年以上の経験ある介護職員の賃金が年額440万以上となるよう昇給する仕組みと、介護福祉士の割合が6割以上となるよう職員配置を行っている。

II. 職場環境要件について

- ① 入職促進の為、事業所の経営方針や昇給する仕組みを明らかにし、中高年齢者等採用や経験にとらわれない介護補助職員からの登用等幅広い採用としている。
- ② 介護福祉士取得のための実務者研修受講費用やユニットリーダー・管理者研修の受講費用支援、eラーニング研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動を図っている。
- ③ 子育てや介護のための休暇の取得や有給休暇などの勤務希望を取り入れ、職員の事情による勤務シフトや働き方を尊重している。
- ④ 介護職員の負担軽減の為、入浴や移乗支援のための介護ロボットの導入、勤務ローテーションや横になれる職員休憩室の整備等、心身の健康管理に努めている。
- ⑤ タブレット端末や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入などICTの活用による介護記録などによる情報共有を図り、業務量の削減に努めている。
- ⑥ ミーティング等による職場内マニュアル等の作成による責任の所在の明確化と事故・トラブルにつながる不適切なケアを防ぐ研修を定期的に行っている。

III. 処遇改善に関する賃金改善計画について

1. 支給方法

- ① 処遇改善手当については、月額で定め支給する。この他4月から9月分については12月に、10月から翌年3月分については6月に一時金としてそれぞれ支給する。

2. 支給対象

- ① 処遇改善の対象とする介護職員を主に、介護職員等処遇改善加算の要件を満たす全ての職員を対象とする。

そのうち「経験・技能のある介護職員」については、当法人での勤務年数10年以上で、且つ介護福祉士取得の者とする。

3. 支給財源

- ① 介護職員等処遇改善加算の総額を基本財源とし、必要に応じて自己資金から補填する。